

●香川県教育委員会告示第2号

香川県文化財保護条例（昭和30年香川県条例第17号）第20条第2項の規定に基づく香川県指定無形文化財髷漆の保持者西岡春行（平成18年香川県教育委員会告示第2号）は、令和3年11月30日死亡したことから、第21条第7項の規定により、当該香川県指定無形文化財の保持者の認定は、同日解除されたので、告示する。

令和4年4月12日

香 川 県 教 育 委 員 会